

○ 専門技術者委嘱の要領について（昭和40年12月25日付け40農地B第4184号農林省農地局長通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現行（最終改正：平成14年3月25日13農振第3291号農村振興局長通知）
<p>第2 専門的知識を有する技術者委嘱の範囲</p> <p>土地改良事業計画については、土地改良事業の必要性、技術的可能性、経済性、負担能力、環境との調和への配慮及び総合性等を、土地改良事業を廃止しようとする場合における廃止しようとする事業の処理に関する事項等（以下「廃止処理計画」という。）については、その妥当性等を調査するため、1、2及び3に掲げる専門家への委嘱が必要である。ただし、他の分野に係る相当の専門知識を有する者であれば、兼務を妨げるものではない。このほか換地計画を定めるものにあつては、換地計画の基本的構想の妥当性等を調査するため4に掲げる専門家への委嘱が必要である。</p> <p>なお、土地改良事業の種類、規模等その内容如何によっては、前記の専門家のほか、農学、畜産、園芸、養蚕、林学、水産、地質、土壤肥料、土木、気象、法律、経済等の専門家による調査も必要な場合もあるから、適宜これらの専門家に、委嘱することができることとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 土地改良換地士(土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）<u>第48条の4</u>の規定による試験に合格した者をいう。)</p>	<p>第2 専門的知識を有する技術者委嘱の範囲</p> <p>土地改良事業計画については、土地改良事業の必要性、技術的可能性、経済性、負担能力、環境との調和への配慮及び総合性等を、土地改良事業を廃止しようとする場合における廃止しようとする事業の処理に関する事項等（以下「廃止処理計画」という。）については、その妥当性等を調査するため、1、2及び3に掲げる専門家への委嘱が必要である。ただし、他の分野に係る相当の専門知識を有する者であれば、兼務を妨げるものではない。このほか換地計画を定めるものにあつては、換地計画の基本的構想の妥当性等を調査するため4に掲げる専門家への委嘱が必要である。</p> <p>なお、土地改良事業の種類、規模等その内容如何によっては、前記の専門家のほか、農学、畜産、園芸、養蚕、林学、水産、地質、土壤肥料、土木、気象、法律、経済等の専門家による調査も必要な場合もあるから、適宜これらの専門家に、委嘱することができることとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 土地改良換地士(土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）<u>第48条の2</u>の規定による試験に合格した者をいう。)</p>